

町外にお住まいの方へ

栗山町の民間賃貸住宅を借りて移住される 若者・子育て世帯を支援します！

最高36ヵ月の家賃助成

■栗山町若者移住促進事業(民間賃貸住宅家賃助成事業)の概要■

事業概要

町外に居住する40歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居されている方で、栗山町内で就業されている方が、栗山町内の民間賃貸住宅を借りて居住される場合に、家賃の一部を助成します。

助成対象者

- ①栗山町外に居住されている方が、栗山町内の民間賃貸住宅を借りて、平成31年3月1日から令和5年3月31日までに住民登録をされ、5年以上居住される見込みの方。
- ②住民登録をされた日(転入日)において、民間賃貸住宅を借りた方の年齢が40歳未満、もしくは中学生以下の子と同居されている方。
- ③栗山町内の事業所に勤務する正規雇用の方(ただし、転勤者・公務員は除く)、栗山町内で起業された方・個人事業主、町外から転入して北海道介護福祉学校に入学し、町内で就職した方。
- ④賃貸借契約の借主であり、家賃を支払っている方。
- ⑤住民登録をされた日(転入日)前3年間に於いて、栗山町に居住されていない方。
- ⑥民間賃貸住宅に居住される方全員が税金等の滞納がない方。
- ⑦民間賃貸住宅に居住される方全員が栗山町若者移住促進事業助成金の交付を受けていない方。
- ⑧居住される民間賃貸住宅の実質家賃負担額(月額家賃から住宅手当等を除く額)が2万2千円以上の方。

助成対象住宅

- ①栗山町内にあるアパート、借家等。
※公営住宅、町営住宅、社宅等事業主から貸与されている住宅、社員寮、3親等以内の親族等が所有している住宅は除く。

助成額・助成金の交付方法

- ①助成額は月額家賃(賃貸借契約書に定められた月の賃借料で、共益費・管理費・駐車場使用料などは含みません)から2万円及び事業所から支給されている住宅手当を控除した額の2分の1の額。(千円未満切捨)
ただし、単身世帯の場合は月額1万円、単身以外の世帯は月額2万円を限度とします。
- ②助成金の交付方法は助成額の2分の1(千円未満切捨)の額をくりやまギフトカード加盟店会が発行する「くりやまギフトカード」で、残額を口座振込で交付します。
- ③助成金の交付は年2回(原則、5月と11月)とし、支払い月の前々月までの家賃の支払実績により助成します。
※なお、初回の交付については助成対象者要件を満たした日から1年経過後になります。

助成資格申請・交付申請

- ①家賃助成事業を申請される方は、助成資格申請書に関係書類を添えて提出していただき、助成資格の決定を受けていただきます。
- ②助成資格の決定を受けた方は、毎年度2回、助成金の支払月の前月までに交付申請の手続きを行っていただきます。ただし、初回は助成対象者要件を満たした日から1年経過後の直近支払月の前月までになります。

助成期間

すべての助成対象者要件を満たした日の属する翌月から36ヶ月間。

※1年以上本町に居住された場合で、対象者要件に該当しなくなった期間は助成されません。

助成資格の異動と喪失

下記事項に該当した場合は、異動届出書の提出が必要となり、助成対象者の要件に該当しなくなったときは資格の喪失となります。

- ①世帯員の構成に変更があったとき
- ②住宅の賃貸借契約を解除したとき
- ③家賃の額が変更になったとき
- ④就業先、就業形態に変更があったとき
- ⑤その他申請の内容に変更があったとき

申請から交付までの流れ

①資格申請

助成資格申請書とその他必要書類を提出していただきます。

《提出書類》

資格申請書(様式第19号)、賃貸借契約書の写し、住宅に居住する者全員の住民票の写し、雇用形態及び住宅手当支給証明(様式第20号)若しくは開業届の写し又は法人の登記事項証明書の写し、誓約書(様式第21号)、同意書(様式第22号)



②資格決定

町から、助成資格決定通知が届きます。ただし、助成金の交付については、助成対象者要件を満たした日から1年以上経過後の直近の支払い月(5月・11月)になります。



③交付申請

転入日から1年経過後、直近の支払い月(5月・11月)の前々月下旬に交付申請の案内が来ますので、それに基づき交付申請に必要な書類を提出していただきます。

※2回目以降につきましては、半年ごとに交付申請をしていただきます。(年2回)

※交付申請と合わせて、交付請求をしていただきます。

《提出書類》

交付申請書(様式第27号)、家賃支払額証明(様式第28号)又は家賃の支払いを確認できる書類、雇用形態及び住宅手当支給証明(様式第29号)又は所得金額が確認できるもの、交付請求書(様式第31号)、振込先通帳の口座番号と口座名義のフリガナが記載されたページのコピー



※2回目以降は、半年ごと繰り返す

④交付

助成金については、半額をくりやまギフトカード(千円未満切捨て)で、残額を口座振り込みで交付いたします。



申請には期限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申込先・問い合わせ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp